

刑事訴訟法の一部を改正する法律の成立に当たっての会長声明

1 2026年（令和8年）7月17日に、刑事再審手続に関する「刑事訴訟法の一部を改正する法律」（以下「本改正法」という。）が参議院本会議で可決され、成立した。

しかし、下記理由から本改正法は、えん罪被害者の救済に不十分な法律である。

2 まず、第一に、本改正法では、捜査機関が保管する証拠について裁判所が提出を命じる証拠提出命令制度が設けられたが、その対象は、再審請求理由に関連し、裁判所が再審請求の判断のために必要かつ相当と判断した証拠に限定されている。しかし、過去の冤罪事件で検察官は、証拠提出命令の発令を受けない限り、無罪につながる証拠の提出や開示の要請に応じないことを続けていた。そして、証拠が開示されて新たな再審請求理由が明らかとなったような事案も存在する。ゆえに、証拠開示の範囲として、再審請求人や弁護人が主張立証に必要な証拠の提出・開示が幅広く開示される必要がある。

第二に、本改正法では、証拠一覧表の作成・提出を検察官に命じる制度が設けられていない。証拠一覧表は、検察官が保管する証拠の全体像を明らかにするものであり、再審請求人や弁護人に対して証拠の提出・開示を請求するための手がかりを与えるものとして重要であるにもかかわらず、証拠一覧表の制度がないために、再審請求の審理のために必要な証拠の提出・開示が請求できない危険性が高い。

第三に、本改正法では、検察官から裁判所に提出された証拠の複製を再審請求やその準備以外の目的で使用することを一律に禁止し、その違反に対して罰則を設けている。このような目的外使用の一律禁止により、再審請求人や弁護人が証拠の内容を支援者や報道機関に提供することを躊躇し、事件の問題点を広く知らせること等の活動に支障が出ることは必至である。

第四に、本改正法では、再審開始決定に対する検察官の不服申立てが例外的に許容されている。しかし、例外的であっても検察官の再審決定に対する不服申立てを許容する必要はない。なぜなら、過去のえん罪事件で検察官の不服申立てによって、えん罪被害者の救済が遅れ、えん罪被害が拡大した。いわば加害者による不服申し立てにより被害が拡大した経緯があるからである。

3 以上のとおり、本改正法には、なお不十分な点が存在しているものの、本改正法が成立した今、何よりも重要なことは、えん罪被害者の適正かつ迅速な救済という本来の目的に沿って適切に運用していくことにある。当会としては、検察官及び裁判所において本改正法を適切に運用していくことを求め続ける所存である。

そして、本改正法の附則では、政府は5年ごとに本改正法の施行状況等を勘案し、証拠の目的外使用の禁止に関する制度や検察官が保管する証拠の一覧表に関する制度を含む再審制度の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは所要の措置を講ずるものとされている。

茨城県で起きた事件として、1967年（昭和42年）の逮捕から約44年もの期間を経て、2011年（平成23年）に再審無罪となった布川事件がある。同事件の関係者は今回の改正がえん罪被害者を救済するための改正になることを強く願い続けている。当会はその願いを受け、5年ごとの見直しに向けて、本改正法の施行状況を検証するとともに、あるべき制度の実現及び必要な再改正を求めて、今後も取り組みを続けていく所存である。

2026年（令和8年）9月16日

茨城県弁護士会

会 長 鈴 木 健 秀
(公 印 省 略)